

熊本労働局第10次粉じん障害防止総合対策5か年推進計画

第1 総合対策の考え方

熊本労働局第10次粉じん障害防止総合対策（以下「局第10次粉じん対策」という。）における主な考え方は、次のとおりであること。

1 局第10次粉じん対策の重点事項

(1) 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用等を推進する必要があるため、第9次粉じん障害防止総合対策（以下、「第9次粉じん対策」という。）に引き続き、重点事項としたこと。

有所見率の低下には、関係法令の遵守はもとより、発散する粉じん濃度から得られる要求防護係数より指定防護係数の高い呼吸用保護具を使用することが必要であること等から、引き続き法令で着用が義務付けられた特定の作業以外の作業においても電動ファン付き呼吸用保護具等の着用を勧奨する必要があること。

また、令和4年5月の粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）の改正により、令和6年4月以降は、事業者が、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場合等は、個人サンプリング法等による粉じんの濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、保護具着用管理責任者にその着用状況等を確認させるよう取り組む必要があること。

(2) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

第5次粉じん障害防止総合対策から重点事項とした「ずい道等建設工事」については、近年、じん肺新規有所見労働者の人数は少ないものの、新たな工法の普及、機械の大型化等により粉じんの発生の様態が多様化していること等から、引き続き、重点事項としたこと。

ずい道等建設工事の作業環境を将来にわたってよりよいものとする観点から、令和2年6月に粉じん則等が改正され、事業者が、坑内作業場の切羽に近接する場所の空気中の粉じんの濃度を測定し、坑内作業場における粉じん中の遊離けい酸含有率を測定するよう取り組む必要があること。

(3) じん肺健康診断の着実な実施

第9次粉じん対策に引き続き、重点事項としたこと。

粉じん作業に従事する労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施するよう取り組む必要があること。

(4) 離職後の健康管理の推進

第9次粉じん対策に引き続き、重点事項としたこと。

じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）別表に規定する粉じん作業に従事

し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、事業者が「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」を配付し、健康管理手帳の交付申請の方法等について周知するよう取り組むとともに、健康管理手帳交付時には、健康管理に係る留意事項等を指導する必要があること。

(5) アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

熊本労働局管内においては、第9次粉じん対策期間において特にアーク溶接作業における法令違反が多数散見されていること及び粉じん作業別の新規有所見者数についても一定数認められることから、引き続き重点事項としたこと。

(6) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に係る粉じん障害防止対策

熊本労働局管内においては、第9次粉じん対策期間において粉じん作業別の新規有所見者数について一定数認められることから、引き続き重点事項としたこと。

2 粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

事業者は、粉じん則及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置を講じなければならないが、これら事業者が講じなければならない措置のうち今後5年間において事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置を、局第10次粉じん対策の別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）として示し、その周知徹底を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることとしたこと。

第2 局第10次粉じん対策における集団指導、個別指導、監督指導、自主点検等に当たっての留意事項

局第10次粉じん対策の重点事項である「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」、「ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策」、「じん肺健康診断の着実な実施」、「離職後の健康管理の推進」、「アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策」「屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に係る粉じん障害防止対策」を主眼とする集団指導、個別指導、監督指導等の実施に当たっては、平成26年2月17日付け基発第0217第8号「労働衛生対策における監督指導等に当たって留意すべき事項について」及び平成17年3月25日付け基発第0325006号「安全衛生業務運営要領の改正について」により指示されている事項のほか、次の1から5までに掲げる事項に留意すること。また、局第10次粉じん対策における最優先の重点事項として掲げた「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」に当たっては、溶接ヒュームが特定化学物質に追加されたことにより、新たに求められる措置があることから、併せて周知、指導等を行うことについても配慮すること。

なお、指導対象が多く、集団指導、個別指導又は監督指導の対象を的確に絞り込む必要がある場合には、点検の目的及び内容を明確にした上で、自主点検を実施すること。自主点検票の例を別紙1に示すので、参考とされたい。

1 情報の整備等

「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」のための基礎的な情報として、粉じん作業を有する事業場及びその事業場における問題点を把握するため、第9次粉じん対策期間における個別指導及び監督指導の結果等既存の情報を確認したところ、第9次粉じん対策期間に実施した監督及び個別指導において粉じん障害予防規則第27条違反で是正勧告した件数は28件（11.2%）、じん肺法第8条違反で是正勧告した件数は26件（10.4%）と約1割強の事業場で違反が認められた。これは、第8次粉じん障害防止総合対策期間（平成25年から平成29年、以下「第8次粉じん対策期間」という。）における違反率の約16%よりは、若干の改善が認められる。さらに第8次粉じん対策期間におけるじん肺新規有所見者数は16人であったのに対し、第9次粉じん対策期間（平成30年から令和4年）における新規有所見者数は12名と25%減少するなど、第9次粉じん対策に基づく指導等による一定の効果が認められた。

しかしながら、第9次粉じん対策期間においても作業別ではアーク溶接作業や岩石・鉋物裁断等作業等においてじん肺新規有所見者が発生する等依然としてじん肺新規有所見者が発生していることから、局第10次粉じん対策期間においても引き続き粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用等を推進する必要がある。このため、じん肺法施行規則第37条に基づき毎年報告されるじん肺健康管理実施状況報告等の情報により、じん肺の新規有所見労働者が発生した事業場又は相当数の有所見労働者が認められる事業場で、現に粉じん作業を有する事業場を把握すること（局実施事項）。

以上により、署の主体的能力を重点的かつ優先的に投入すべき対象を以下のとおり定める。

（1）呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

（2）じん肺健康診断の着実な実施

また、「ずい道等建設工事」については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づき提出された計画（以下「計画届」という。）の届出により、管内のずい道等建設工事の施工状況を把握し、これらの情報を、労働基準行政システムの事業場基本情報の危険機械・有害業務情報に確実に登録すること。

2 推進計画の各年度における進捗状況の把握と年間安全衛生業務計画等への反映

局第10次粉じん対策の各年度における進捗状況を第3四半期終了時点で確実に把握し、その結果を翌年度の年間安全衛生業務計画及び年間監督指導計画に反映させること。

3 集団指導、個別指導、監督指導又は関係団体等に対する指導等の実施（別紙2「第10次粉じん障害防止総合対策の年度スケジュール」参照）

じん肺の新規有所見労働者が発生した事業場又は相当数の有所見労働者が認められる事業場については、全件数を監督指導の対象とすること。

上記の監督指導の対象とする事業場以外の事業場に対して粉じん障害防止対策上の指導を行う必要がある場合は、集団指導又は個別指導とすること（署実施事項）。

(1) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

ア 講ずべき措置の第2の1(1)「保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進」について、保護具着用管理責任者の指名だけでなく、呼吸用保護具の着用の重要性を労働者が認識することも重要であることから、事業者に対し、労働者に対する教育を行うべき旨も指導すること。なお、呼吸用保護具を使用することが義務付けられている粉じん作業において、現場の裁量で適用を除外することはできないことは言うまでもなく、さらに、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、必要に応じフード型やルーズフィット型の電動ファン付き呼吸用保護具等を使用すべき旨を指導すること（署実施事項）。

イ 講ずべき措置の第2の1(2)「電動ファン付き呼吸用保護具の使用」について、労働者を粉じん作業に従事させる際には、より有効な健康障害防止措置である電動ファン付き呼吸用保護具の使用が望ましい旨を、計画届の審査、集団指導、個別指導等の機会を捉えて勧奨すること。特に、じん肺管理区分が管理2や管理3イである労働者が引き続き粉じん作業に従事することを把握した場合には、電動ファン付き呼吸用保護具を使用することが望ましい旨を必ず勧奨すること（署実施事項）。

ウ 講ずべき措置の第2の1(3)省令改正に関する対応について、作業環境改善困難場所における有効な呼吸用保護具の使用等に関して、以下のとおり対応すること。

令和4年5月の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省第91号）により、作業環境改善困難場所では、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストを実施すること等が、令和6年4月1日から義務化される予定であることから、

- ① 施行前においては、本件改正内容を含む当該改正省令の内容について労働災害防止団体等の活動の場を通じた集団指導等あらゆる機会を通じて実施すること（局署実施事項）。
- ② 施行後においては、上記第三管理区分の割合が高いと思われる業種を対象とした集団指導の欠席事業場を個別指導の対象とすること。なお個別指導を実施する際、作業環境改善困難場所において、(ア)厚生労働大臣告示に基づき測定した濃度に基づき有効な呼吸要保護具を使用させていること、(イ)当該呼吸用保護具に関して、1年以内ごとに1回、フィットテストの実施がなされていることを主に確認すること（署実施事項）。

(2) ずい道等建設工事を対象とする監督指導及び監督指導の実施

ずい道等建設工事に係るものについては、計画届の届出により、管内のずい道等建設工事の施工状況を把握し、工期の適切な時期をとらえ、原則として1年に1回、監督指導の対象とすること。その際、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条

第6項第1号に定める坑内労働の労働時間の延長の制限に係る遵守状況を必ず確認するとともに、1日2時間以内の時間外労働が恒常的に行われていた場合には、1日8時間労働に向け時間外労働の更なる縮減に努めるよう指導すること（署実施事項）。

ずい道等建設工事現場を対象とする個別指導については、令和2年7月20日付け基発第0720第2号「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。）の各種対策について、元方事業者が関係請負人に対して必要な指導を行うのに適切な時期を選定すること。その際、ずい道粉じん対策ガイドラインにおいて、粉じん濃度が $3\text{mg}/\text{m}^3$ から $2\text{mg}/\text{m}^3$ に引き下げられた等、当該ガイドラインに基づいた粉じん対策が実施されているかどうか確認し、その結果に応じ、必要な指導を行うこと（署実施事項）。

また、建設工事関係者連絡会議等を通じて、ずい道等建設工事の発注者に対して、粉じん則等の改正内容の周知を図るとともに、ずい道粉じん対策ガイドライン及び「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知や適切な費用計上等必要な措置等に係る要請を実施すること（局署実施事項）。

(3) じん肺健康診断の着実な実施

講ずべき措置の第2の3「じん肺健康診断の着実な実施」について、じん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、職歴・作業記録情報の確実な保存が重要である旨を指導すること。その際、じん肺健康診断実施結果報告が未提出の事業場には提出を併せて指導すること。

また、計画届の届出時等の機会を捉え、ずい道等労働者健康情報管理システム（以下「管理システム」という。）への登録を事業者に勧奨すること。ずい道工事現場を往訪時には、管理システムへの登録済プレートの掲示を確認の上、登録されていない場合は、登録を勧奨すること（署実施事項）。

(4) 離職後の健康管理の推進

講ずべき措置の第2の4「離職後の健康管理の推進」について、労働安全衛生法第67条第1項に基づく健康管理手帳等所持者に対する健康診断事業の実施に当たっては、手帳所持者の通院負担の軽減や、災害等の場合における健康診断事業継続等の観点から、健康診断事業委託医療機関を複数確保するよう努めること（局実施事項）。

(5) アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

講ずべき措置の第2の5「アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策」について、個別指導等を行った際に金属アーク溶接作業を把握した場合、粉じん対策の指導に止まらず、特定化学物質障害予防規則等の指導を併せて実施すること（署実施事項）。

(6) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に係る粉じん障害防止対策

講ずべき措置の第2の6「屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業

に係る粉じん障害防止対策」についてのとおり、指導を行うこと（署実施事項）。

(7) 関係団体等に対する指導等の実施

関係団体等に対して、講ずべき措置の内容の周知徹底、自主点検の実施、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」における各種行事の開催を依頼する場合には、労働災害防止団体等に限らず、例えば、労働衛生管理上問題が認められる事業場が多い関係業界団体等をも対象とする等、手法を工夫すること（局署実施事項）。

(8) 技術的な援助

じん肺の予防に関する措置についての技術的な援助を行う必要がある場合には、じん肺法第33条に規定する「粉じん対策指導委員」、及び労働安全衛生法第95条に規定する「労働衛生指導医」を活用すること（署実施事項）。

4 局が実施するじん肺診査等

じん肺診査に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ① じん肺管理区分決定の通知に当たっては、審査請求が可能であることを案内すること。なお、新しいエックス線写真を取り直した場合には再度の申請が可能である（住所地が変更された場合は住所地を管轄する局に提出できる。）。
- ② 地方じん肺診査医の人選で困難が伴う場合には、管内の大学病院の呼吸器科講座若しくは放射線科講座又は本省に相談すること。
- ③ 診査の段階で肺のどこに陰影があるのかを地方じん肺診査医に確認の上、記録しておくこと。なお、審査請求があった場合にはその記録を地方じん肺診査医の意見書として提出することが必要であることに留意すること。
- ④ じん肺健康診断に用いる画像はじん肺法第3条でエックス線写真とされているが、この取扱いに変更はないこと。なお、CT写真はじん肺健康診断の際に参考資料として閲覧して、特にじん肺所見があると総合的に判断する場合に利用して差し支えないこと。

5 局への報告等

(1) 局推進計画の進捗状況等の報告

各署の令和5年度までの計画については、別紙3の該当欄に記載することにより、令和5年7月末日までに労働基準部健康安全課長あて送付すること。

各署の推進計画の進捗状況について、毎年、別紙3、別紙4により前年分を1月末日までに、局健康安全課に報告すること。

なお、これまでの推進計画の進捗状況については、年度単位の報告であったものを年単位での報告に変更しているので留意すること。

(2) 情報提供

作業環境改善等の好事例、特に効果があった指導手法、問題点等がある場合には、随時、局健康安全課に情報を提供すること。